加藤副委員長(専門委員長)より、最近 IASB において、IFRS 第9号に関連して、①強制発効日の2015年1月1日以降開始する事業年度への見直し、②2012年1月1日以降開始する事業年度で当初適用した場合の比較財務諸表の遡及適用の扱い、③対象を絞った改善について重要な暫定決定がなされたこと、さらに、こうした決定は、現在 IFRS 第9号を基礎として行われているわが国金融商品会計の見直し作業にも影響を与え得ること、について説明があった。この後、板橋シニア・プロジェクト・マネージャーより、審議事項(3)-1~3に基づき、IFRS 第9号に関連する IASB スタッフペーパーの内容や暫定決定について、具体的な説明がなされた。

説明の後、委員等からの主な発言及び事務局からの説明は以下のようなものであった。

あるオブザーバーから、IFRS 第 9 号の対象を絞った改善に関連して、保険契約プロジェクトにおける保険負債の表示の提案 (割引率の変動の影響を分解してその他の包括利益 (OCI) に表示)との整合性の観点から IFRS 第 9 号の改善が検討されるとのことだが、IFRS 第 9 号を見直さずとも、保険会計の枠組みの中で、保険負債に対応する金融資産の取扱いを検討すれば済むのではないかとの質問があった。これに対して、事務局からは、IASB としては、まずは、金融商品については、金融商品会計基準である IFRS 第 9 号の中で解決を図ることを検討する姿勢にあるものと考えられる、との回答がなされた。